年月日 (2011)	7.
AT-	2270

令和元年6月28日

官報公告料金の改定について

横浜地方裁判所第3民事部

令和元年10月から消費税率が引き上げられることが見込まれており、裁判所 公告の官報掲載料金が改定されることになります。

つきましては,下記の時期以降の申立事件(以下,「新料金対象事件」という。)については,新料金合計額を見越した官報公告料を予納してください。

なお、管内支部における新料金対象事件の開始時期は、各支部に御確認ください。

おって、新料金対象事件より前に申し立てられた事件についても、複数回行 う官報掲載の一部が新料金の適用時期にまたがると考えられるものについては、 申立時等に裁判所から現行料金と異なる予納金額を個別にお知らせしたり、保 管金等の追納をお願いすることがあります。保管金については、裁判所から交 付する保管金提出書に記載された金額を十分御確認の上、納付してください (例えば、合計金額が現行料金と新料金の組み合わせとなる場合等です。)。

記

- 1 個人再生事件(小規模(再イ),給与所得者等(再口)とも同額) 令和元年7月1日受付以降の申立事件について 1万3744円
- 2 管財事件(フ)令和元年9月1日受付以降の申立事件について 法人1万4786円個人1万5499円
- 3 同時廃止事件(フ)令和元年9月1日受付以降の申立事件について 1万1859円

● 小規模個人再生(再イ)

	現在の予納金額	新料金の予納金額
再生手続開始決定	4,729円	4,816円
付議決定	4,038円	4,112円
認可決定	4,729円	4,816円
合 計	13,496 円	13,744 円

● 給与所得者等(再口)

	現在の予納金額	新料金の予納金額
再生手続開始決定	4,729 円	4,816円
意見聴取決定	4,729 円	4,816円
認可決定	4,038円	4,112 円
合 計	13, 496 円	13,744 円

● 管財事件(フ)法人

	現在の予納金額	新料金の予納金額
破産手続開始決定	10, 488 円	10,683 円
破産手続廃止決定・同 終結決定	4, 028 円	4, 103 円
合 計	14,516円	14,786 円

● 管財事件(フ)個人

	現在の予納金額	新料金の予納金額
破産手続開始・破産手 続廃止及び免責許可申 立に関する意見申述期 間	10, 488 円	10, 683 円
破産手続終結及び免責 許可決定, 同廃止及び 免責許可決定	4, 729 円	4,816円
合 計	15, 217 円	15, 499 円

● 同廃事件(フ)

	現在の予納金額	新料金の予納金額
破産手続開始・破産手 続廃止及び免責許可申 立てに関する意見申述 期間	7, 955 円	8, 102 円
免責許可決定	3, 689 円	3,757 円
合 計	11,644 円	11,859円